

26 就学援助費について

要保護・準要保護児童生徒就学援助制度とは、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施することができるようにするための支援制度です。

※学校教育法第19条

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

市町が支援する制度なので、認定方法、支給額、支給方法が市町によって異なります。また、要保護と準要保護では、支給される費目や金額に違いがあります。詳しい認定方法や取扱方法は、各市町教育委員会へ問い合わせてください。

ある市の例 <認定から支給までの仕事のながれ(参考)>

認定	①	保護者から就学援助を受けたいと連絡が入る
	②	保護者に申請書と添付書類を提出してもらう
	③	世帯票を作成し、申請書類を市教育委員会へ提出する
	④	認定は市教委が行い、市教委より認定の通知が来る
	⑤	保護者に認定の報告をし、委任状を保護者に出してもらう (認定終了)

支給	①	振込通知・明細が市教委から届く (給食費、学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費等について補助)	
		現金支給の場合	口座振込の場合
	②	振込指定日に銀行から金種別に払い出し、個人毎に封筒に入れる	振込日、金額等が記載された通知文を保護者へ配布する
	③	保護者への通知文を封筒に入れ、担任を通じて該当生徒へ渡す	振込日に保護者の口座に振り込まれる (支給終了)
	④	保護者に取りに来てもらい、領収書に記名・押印してもらう	
⑤	領収書のコピーを残し、原本を市教委へ届ける (支給終了)		

☆ 前年度まで認定されていても、毎年、所得や世帯構成確認のために書類を提出してもらいます。

☆ 修学旅行に参加すると、修学旅行分の援助費の支給があります。

こちらは、要保護対象家庭(生活保護世帯)にも支給されます。

☆ 特別支援学級在籍児童を対象に特別支援教育就学奨励費の支給があり学期ごとに支給されます。ただし、就学援助費と就学奨励費の補助は、二重には受けられません。

(両制度ともに所得制限があるため、どちらも支給の対象とならない家庭もあります)